

平成29年度
第4回インターネット都政モニター

「東京におけるペットの飼育」

調査結果



調査実施の概要

1 アンケートテーマ

「東京におけるペットの飼育」

2 アンケート目的

「東京都動物愛護管理推進計画」（計画期間：平成 26～35 年度）の見直し、並びに大都市にふさわしい動物愛護管理行政のあり方について参考とするため、都民の意見を聞く。

3 アンケート期間

平成 29 年 10 月 25 日（水）12 時から 平成 29 年 10 月 31 日（火）17 時まで

4 アンケート方法

インターネットを通じて、モニターがアンケート専用ホームページから回答を入力する。

5 インターネット都政モニター数

500 人

6 回答者数

458 人

7 回答率

91.6%

東京におけるペットの飼育

1 調査項目

- Q1 居住形態
- Q2 ペットの飼育状況
- Q3 ペットの種類
- Q4 ペットの入手先
- Q5 行政機関による譲渡の認知度
- Q6 ペットに関する情報の入手先
- Q7 ペット飼育の意向
- Q8 ペットを飼いたい、または飼い続けたい理由
- Q9 動物愛護推進員の認知度
- Q10 ペットによるトラブル
- Q11 ペットによるトラブルの解決策
- Q12 犬の放し飼いに関する対策
- Q13 「飼い主のいない猫」問題の解決策
- Q14 「飼い主のいない猫」対策への参加意向
- Q15 集合住宅でのペットの飼育
- Q16 第一種動物取扱業者に望むこと
- Q17 都が今後取り組むべきペット対策
- Q18 東京におけるペットの飼育（自由意見）

2 アンケート回答者属性

		モニター 人数	回 答		
			人数	構成比	率
全 体		500	458	-	91.6
性 別	男 性	250	226	49.3	90.4
	女 性	250	232	50.7	92.8
年 代 別	18・19歳	8	6	1.3	75.0
	20 代	67	59	12.9	88.1
	30 代	88	75	16.4	85.2
	40 代	100	91	19.9	91.0
	50 代	72	66	14.4	91.7
	60 代	84	82	17.9	97.6
	70歳以上	81	79	17.2	97.5
職 業 別	自営業	44	43	9.4	97.7
	常 勤	182	154	33.6	84.6
	パート・アルバイト	48	48	10.5	100.0
	主 婦	90	83	18.1	92.2
	学 生	34	30	6.6	88.2
	無 職	102	100	21.8	98.0
居住地域別	東京都区部	346	319	69.7	92.2
	東京都市町村部	154	139	30.3	90.3

※ 集計結果は百分率（%）で示し、小数点以下第2位を四捨五入して算出した。

そのため、合計が100.0%にならないものがある。

※ n (number of cases) は、比率算出の基数であり、100%が何人の回答者に相当するかを示す。

※ 複数回答方法・・・(MA) =いくつでも選択、(3MA) =3つまで選択、(2MA) =2つまで選択

現在、都内における犬の登録頭数は約 52 万頭(平成 28 年度)、猫の飼育頭数は約 105 万頭であり、多くの世帯でペットを飼っている状況が明らかになっています。

その一方で、飼い主のマナー欠如、飼い主のいない猫を巡るトラブルなど、さまざまなペットをめぐる問題が発生しています。

そのため、都は区市町村や関係団体と連携して、動物愛護と適正な飼育に関する普及啓発、飼い主のいない猫対策等に取り組んできました。

今回のアンケート調査は、人と動物とが地域の中で共に幸せに暮らしていくことができるよう、大都市にふさわしい動物愛護管理行政のあり方について、今後の参考とするため、モニターの皆さまにご意見を伺います。

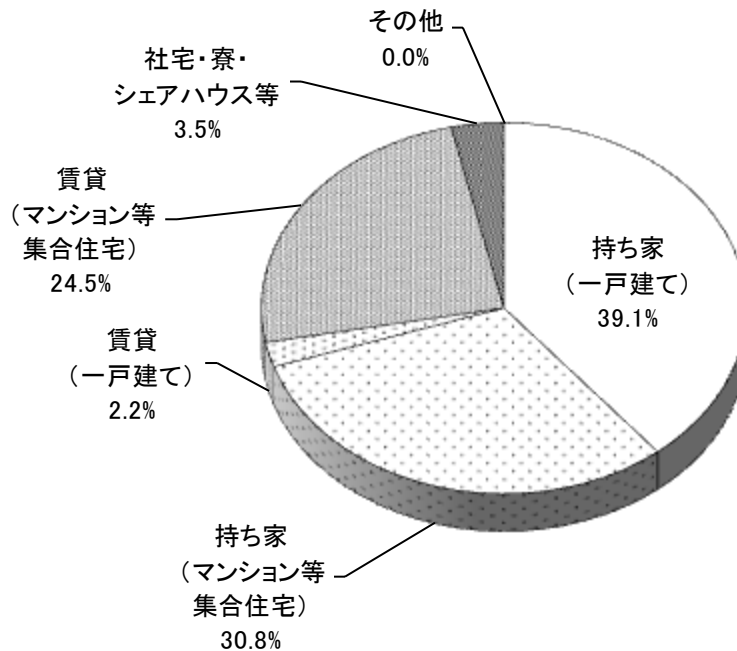
※ 猫の飼育頭数約 105 万頭については、登録制度がないため平成 23 年度の飼育実態調査により推定された頭数です。



居住形態

Q1 あなたのお住まいの居住形態は、どれにあたりますか。

(n=458)



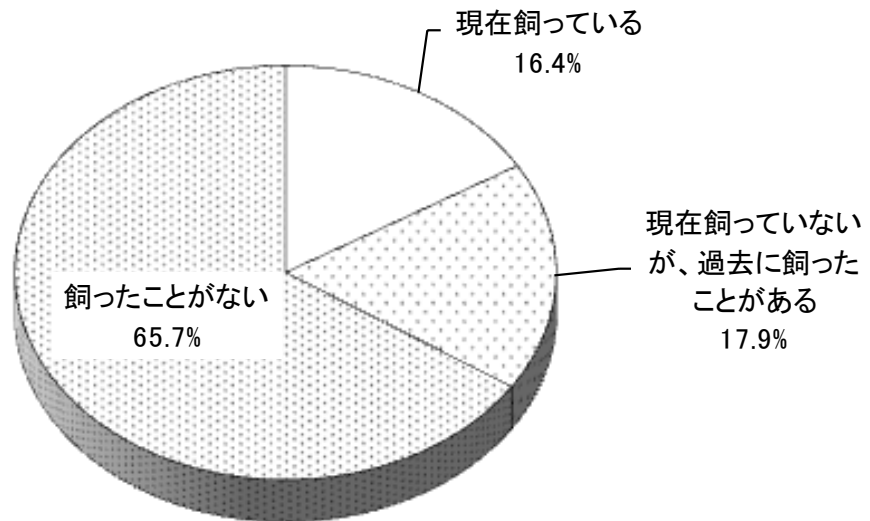
【調査結果の概要】

住まいの居住形態を聞いたところ、「持ち家(一戸建て)」(39.1%)、「持ち家(マンション等集合住宅)」(30.8%)、「賃貸(一戸建て)」(2.2%)、「賃貸(マンション等集合住宅)」(24.5%)、「社宅・寮・シェアハウス等」(3.5%)となっている。

ペットの飼育状況

Q2 あなたのお住まいでは、この10年間でペットを飼ったことがありますか。

(n=458)



【調査結果の概要】

自宅において、この10年間にペットを飼ったことがあるか聞いたところ、『飼ったことがある』(34.3%) (「現在飼っている」(16.4%)、「現在飼っていないが、過去に飼ったことがある」(17.9%))方は約3割であり、「飼ったことがない」(65.7%)方は7割近くとなっている。

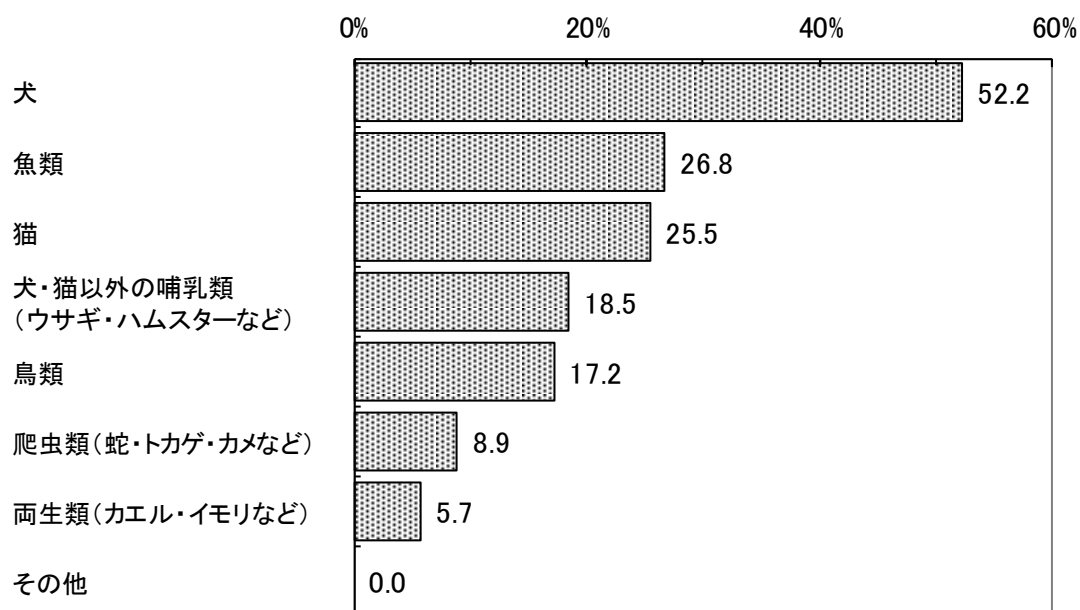


ペットの種類

Q3 Q2で「現在飼っている」と「現在飼っていないが、過去に飼ったことがある」と答えた方にお聞きします。あなたが飼っている、または飼っていたペットは何ですか。次の中からあてはまるものすべてを選んでください。

また、現在、犬、猫を飼っている方については、飼っている頭数を記入してください。

(MA) (n=157)



◎ 現在、犬、猫を飼っている方の飼育頭数

犬 (39人) 1頭34人、2頭4人、3頭1人

猫 (17人) 1頭12人、2頭3人、3頭2人

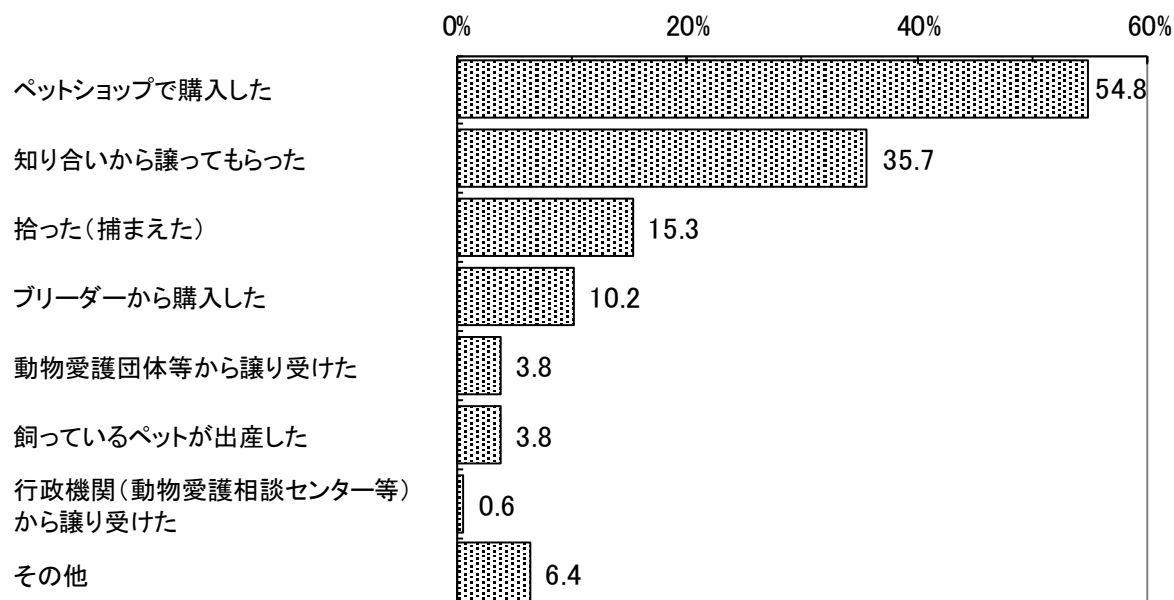
【調査結果の概要】

Q2で「現在飼っている」又は「現在飼っていないが、過去に飼ったことがある」と答えた157人に、そのペットの種類を聞いたところ、「犬」(52.2%)が約5割で最も高く、以下、「魚類」(26.8%)、「猫」(25.5%)、「犬・猫以外の哺乳類(ウサギ・ハムスターなど)」(18.5%)、「鳥類」(17.2%)などと続いている。

ペットの入手先

Q4 Q2で「現在飼っている」または「現在飼っていないが、過去に飼ったことがある」と答えた方にお聞きします。ペットの入手先はどこですか。次の中からあてはまるものすべてを選んでください。

(MA) (n=157)



※【動物愛護相談センター】：東京都の動物愛護施策の拠点として、人と動物が共生できる社会づくりを目指して、動物愛護と適正な飼育に関する普及啓発、動物の保護収容や犬・猫等の譲渡、動物取扱業の監視・指導、人と動物との共通感染症の予防・調査等の事業を行っています。

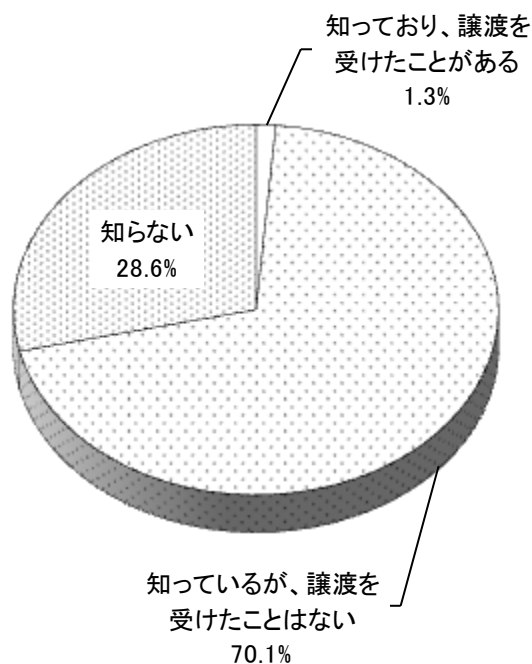
【調査結果の概要】

Q2で「現在飼っている」又は「現在飼っていないが、過去に飼ったことがある」と答えた157人に、そのペットの入手先を聞いたところ、「ペットショップで購入した」(54.8%)が約5割で最も高く、以下、「知り合いから譲ってもらった」(35.7%)、「拾った(捕まえた)」(15.3%)、「ブリーダーから購入した」(10.2%)などと続いている。

行政機関による譲渡の認知度

Q5 行政機関（動物愛護相談センター等）が保護した動物を新しい飼い主に譲渡していることを知っていますか。

(n=458)



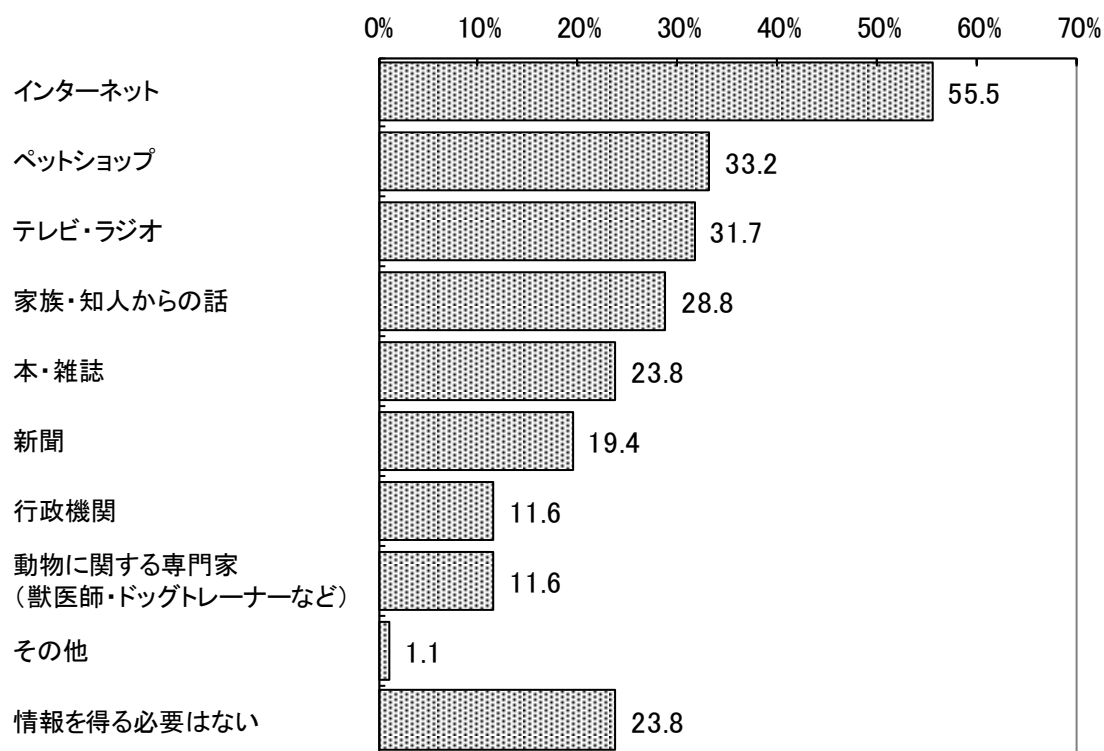
【調査結果の概要】

行政機関が、保護した動物を新しい飼い主に譲渡していることを知っているか聞いたところ、『知っている』(71.4%)（「知っているが、譲渡を受けたことはない」(70.1%)、「知っており、譲渡を受けたことがある」(1.3%)）方は約7割であり、「知らない」(28.6%)方は3割近くとなっている。

ペットに関する情報の入手先

Q6 あなたは、ペットに関する情報を得ようとするとき、どのような方法で情報を入手しますか。あてはまるものすべて選んでください。

(MA) (n=458)



【調査結果の概要】

ペットに関する情報の入手先を聞いたところ、「インターネット」(55.5%)が6割近くで最も高く、以下、「ペットショップ」(33.2%)、「テレビ・ラジオ」(31.7%)、「家族・知人からの話」(28.8%)、「本・雑誌」(23.8%)などと続いている。

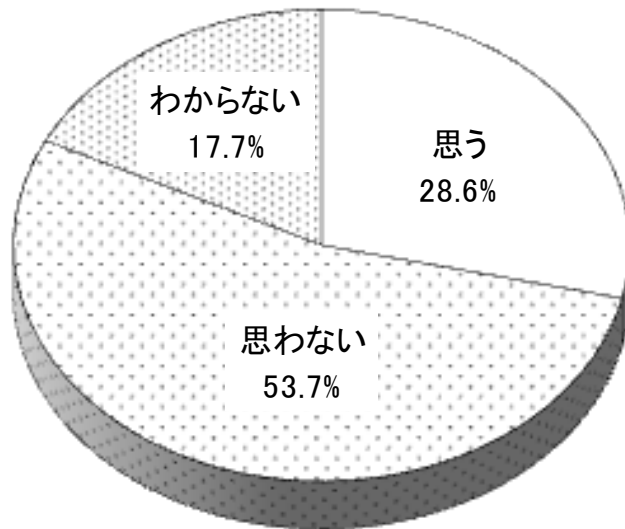
なお、「情報を得る必要はない」(23.8%)は約2割となっている。



ペット飼育の意向

Q7 あなたは、今後、ペットを飼いたい、または、飼いつけたいと思いますか。

(n=458)



【調査結果の概要】

今後、ペットを飼いたい、または、飼いつけたいと思うか聞いたところ、「思わない」(53.7%)が約5割で、「思う」(28.6%)を上回った。

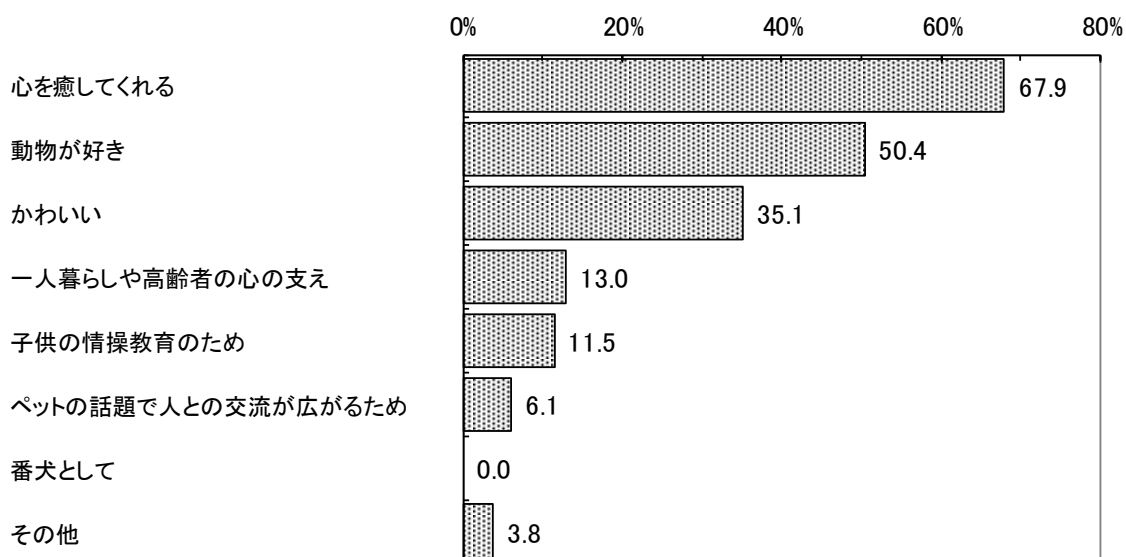
なお、「わからない」(17.7%)は2割近くとなっている。



ペットを飼いたい、または飼いつけたい理由

Q8 Q7で「思う」と答えた方にお聞きします。飼いたい、または飼いつけたいと思う理由はなんですか。次の中から2つまで選んでください。

(2MA) (n=131)



【調査結果の概要】

Q7でペットを飼いたい、または飼いつけたいと「思う」と答えた131人に理由を聞いたところ、「心を癒してくれる」(67.9%)、「動物が好き」(50.4%)、「かわいい」(35.1%)の3つが上位となっている。

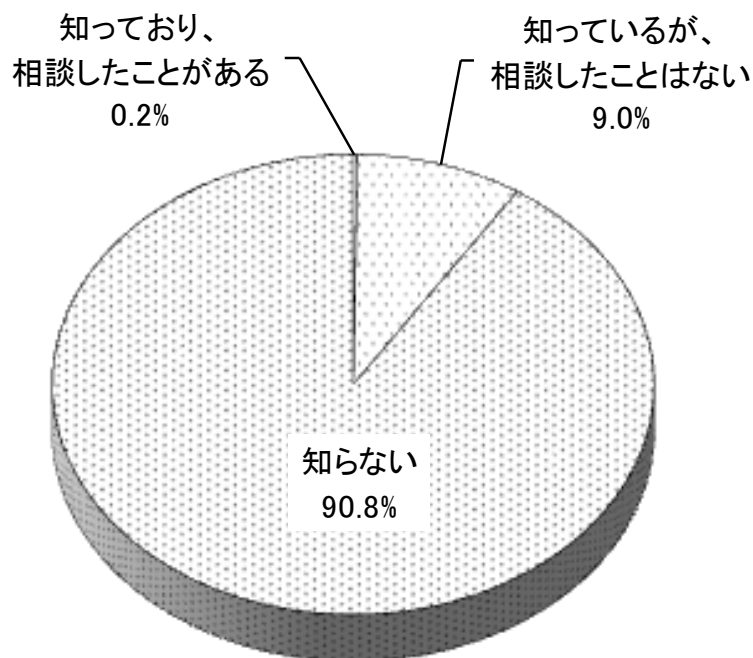


動物愛護推進員の認知度

Q9 動物愛護推進員は、地域の身近な相談員として、住民の求めに応じて犬、猫等の飼い方の助言をするなど、動物愛護と適正な飼育に関する普及啓発等を行うボランティアです。

現在、都の委嘱を受け、306名（平成29年5月末）の方々が活動しています。あなたは、動物愛護推進員を知っていますか。

(n=458)



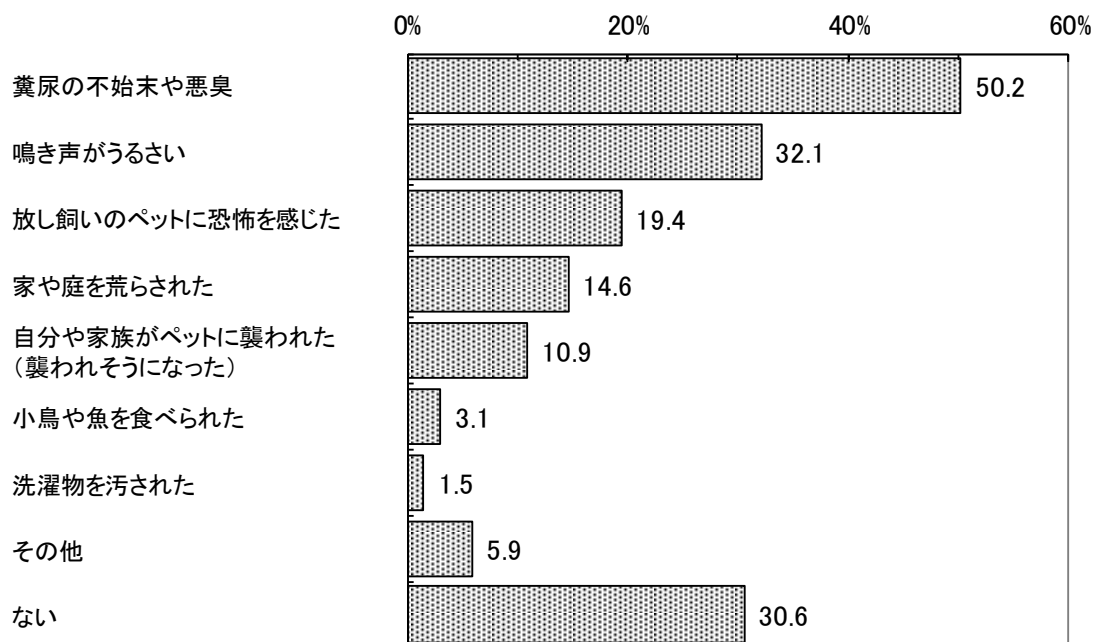
【調査結果の概要】

動物愛護推進員を知っているか聞いたところ、『知っている』(9.2%)（「知っているが、相談したことはない」(9.0%)、「知っており、相談したことがある」(0.2%)）は1割近くで、「知らない」(90.8%)が約9割となっている。

ペットによるトラブル

Q10 あなたは、他人のペットが原因で被害を受けたり、迷惑に感じたりしたことがありますか。次の中からあてはまるものすべてを選んでください。

(MA) (n=458)



【調査結果の概要】

他人のペットによるトラブルについて聞いたところ、「糞尿の不始末や悪臭」(50.2%)が約5割で最も高く、以下、「鳴き声がうるさい」(32.1%)、「放し飼いのペットに恐怖を感じた」(19.4%)、「家や庭を荒らされた」(14.6%)、「自分や家族がペットに襲われた(襲われそうになった)」(10.9%)などと続いている。

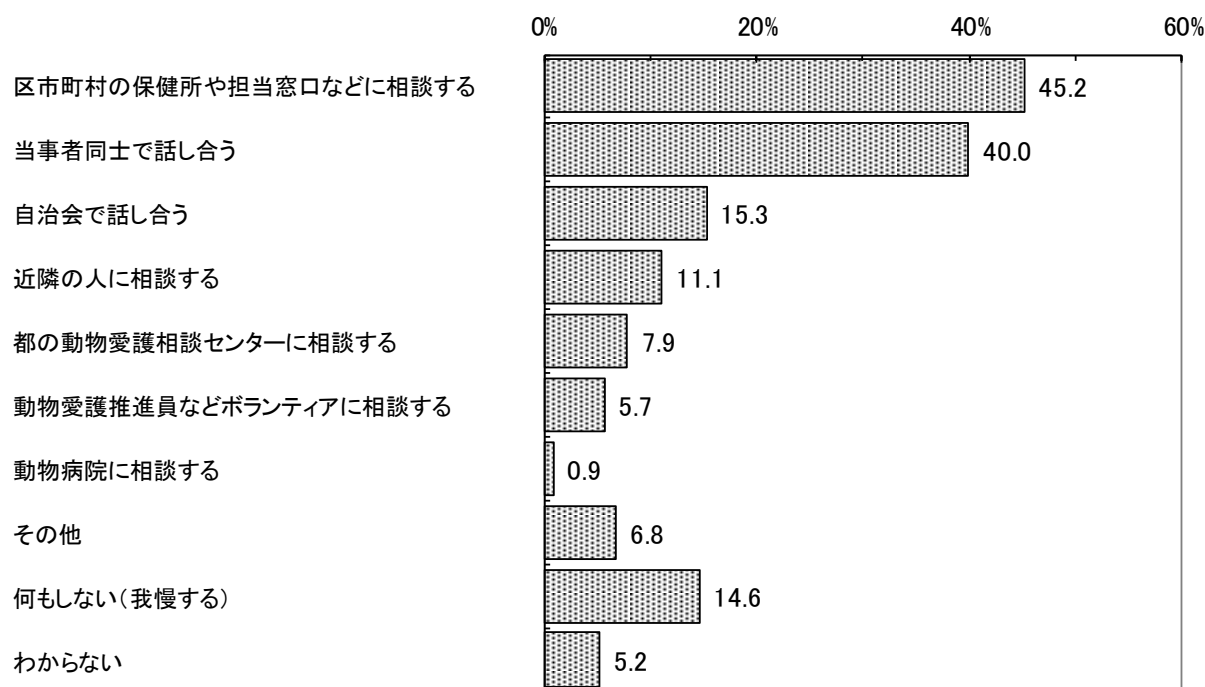
なお、トラブルは「ない」(30.6%)は、約3割となっている。



ペットによるトラブルの解決策

Q11 今後、あなたが、他人のペットが原因で被害を受けたり、迷惑に感じたりした場合、どのように対処しようと思いますか。次の中から2つまで選んでください。

(2MA) (n=458)



【調査結果の概要】

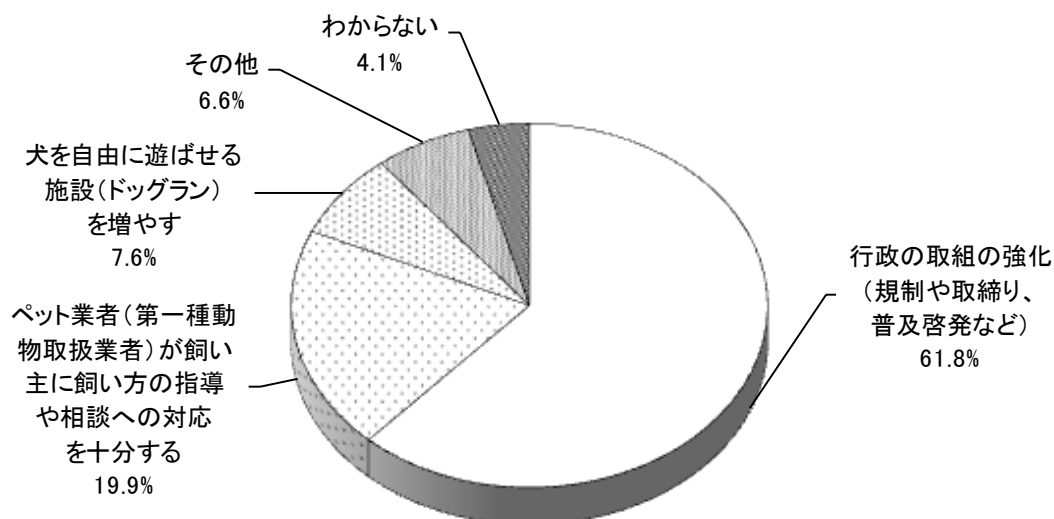
他人のペットによるトラブルをどのように対処しようと思うか聞いたところ、「区市町村の保健所や担当窓口などに相談する」(45.2%)が5割近く、「当事者同士で話し合う」(40.0%)が4割で上位となっており、以下離れて、「自治会で話し合う」(15.3%)、「近隣の人に相談する」(11.1%)、「都の動物愛護相談センターに相談する」(7.9%)などと続いている。

なお、「何もしない(我慢する)」(14.6%)は、約1割となっている。

犬の放し飼いに関する対策

Q12 犬の放し飼いにより、犬が人を咬んだり、人が転倒してケガをするなどの事故が発生することがあります。このような問題が発生する原因として、飼い主のしつけ方が不十分であったり、法令を知らなかったりすることなどが挙げられます。このような問題の対策としてどのようにすれば良いか、あなたの考え方に最も近いものを1つ選んでください。

(n=458)



※ 第一種動物取扱業者：営利を目的として動物の販売などを行う業者であり、ペットショップやペットホテルなどが該当します。動物の愛護及び管理に関する法律及び東京都動物の愛護及び管理に関する条例により登録が必要です。

※※ ドッグラン：飼い犬専用の運動場で、飼い犬が自由に運動できるよう、引き綱を外しても他人に危害が加えられないように柵などで囲まれた区画であり、公園・広場に設置されています。

【調査結果の概要】

犬の放し飼いに関する対策について聞いたところ、「行政の取組の強化(規制や取締り、普及啓発など)」(61.8%)が約6割で最も高く、以下、「ペット業者(第一種動物取扱業者)が飼い主に飼い方の指導や相談への対応を十分する」(19.9%)、「犬を自由に遊ばせる施設(ドッグラン)を増やす」(7.6%)などと続いている。

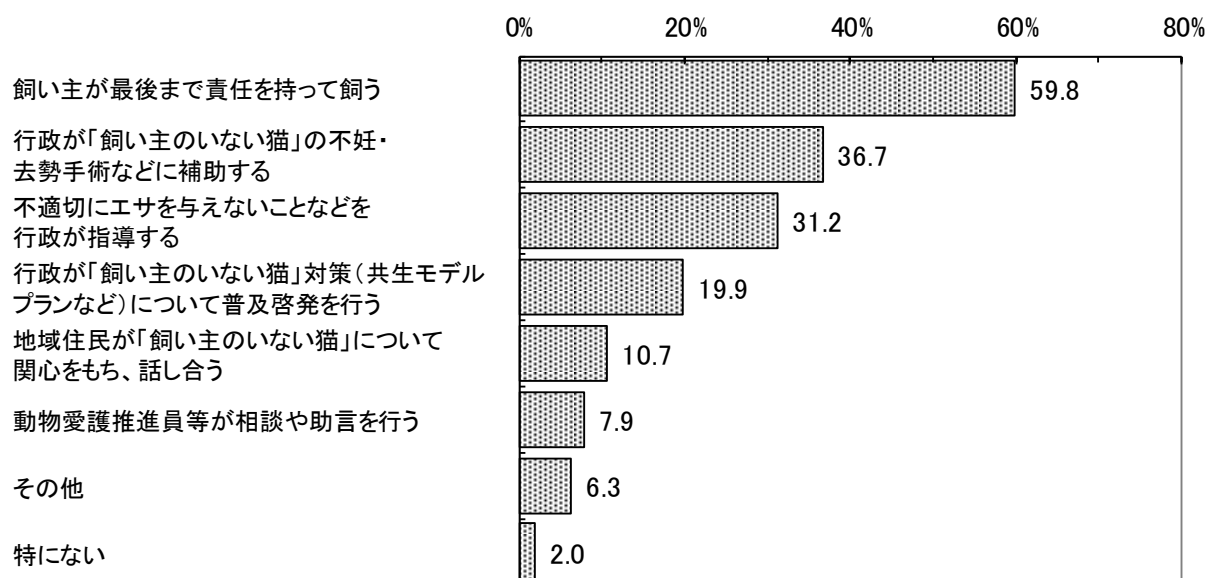
「飼い主のいない猫」問題の解決策

Q13 「飼い主のいない猫」の問題を解決するには、あなたは何が重要だと思いますか。
次の中から2つまで選んでください。

※「飼い主のいない猫」の問題

「飼い主のいない猫」（いわゆる野良猫）に関する問題は、猫の糞尿やいたずらによる被害、無責任なエサの与え方などいろいろあります。この問題の解決のためには、「飼い主のいない猫」を地域で適正に管理しながら共生していく必要があります。

(2MA) (n=458)



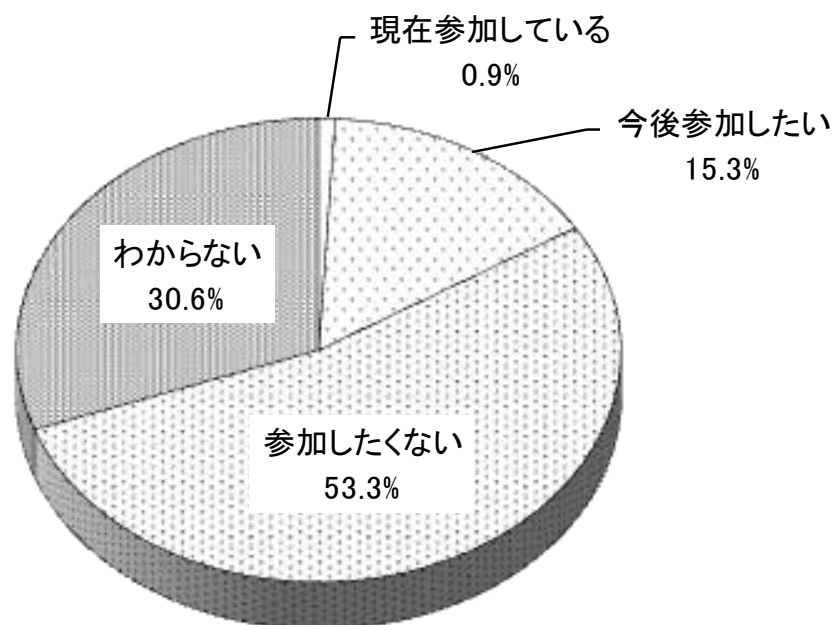
【調査結果の概要】

「飼い主のいない猫」問題の解決策を聞いたところ、「飼い主が最後まで責任を持って飼う」（59.8%）が6割近くで最も高く、以下、「行政が「飼い主のいない猫」の不妊・去勢手術などに補助する」（36.7%）、「不適切にエサを与えないことなどを行政が指導する」（31.2%）、「行政が「飼い主のいない猫」対策（共生モデルプランなど）について普及啓発を行う」（19.9%）などと続いている。

「飼い主のいない猫」対策への参加意向

Q14 あなたは、地域の住民自らが行う「飼い主のいない猫」対策に参加したいと思いますか。

(n=458)



※ 飼い主のいない猫対策とは、

「猫は命あるものだ」という考え方で、地域にお住まいの皆さんの理解と協力のもと、地域の事情に応じたエサやりやトイレの管理のルールを作り、猫を適正に管理しながら共生していく」というものです。

<役割分担の代表的な例>

『地域住民』 トイレの設置・清掃、エサの管理、不妊去勢手術、飼い猫の適正飼育の徹底など
『行政』 飼い主のいない猫対策の普及啓発、技術的助言、不妊去勢手術にかかる経費の支援など
『ボランティア』 不妊去勢手術のための捕獲や搬送の協力、ルールづくりのアドバイスなど

【調査結果の概要】

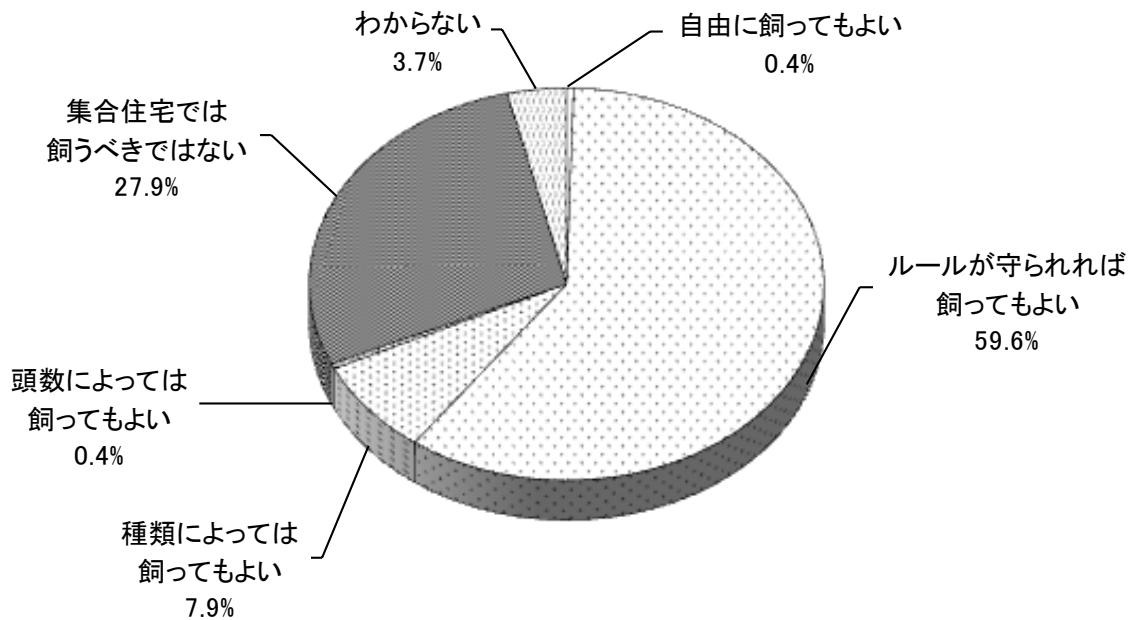
地域の「飼い主のいない猫」対策に参加したいか聞いたところ、「参加したくない」(53.3%)が約5割、「わからない」(30.6%)は約3割となっている。

なお、参加の意向がある方(16.2%)（「今後参加したい」(15.3%)、「現在参加している」(0.9%)）は、2割近くとなっている。

集合住宅でのペットの飼育

Q15 集合住宅でのペットの飼育についてどのように考えますか。

(n=458)



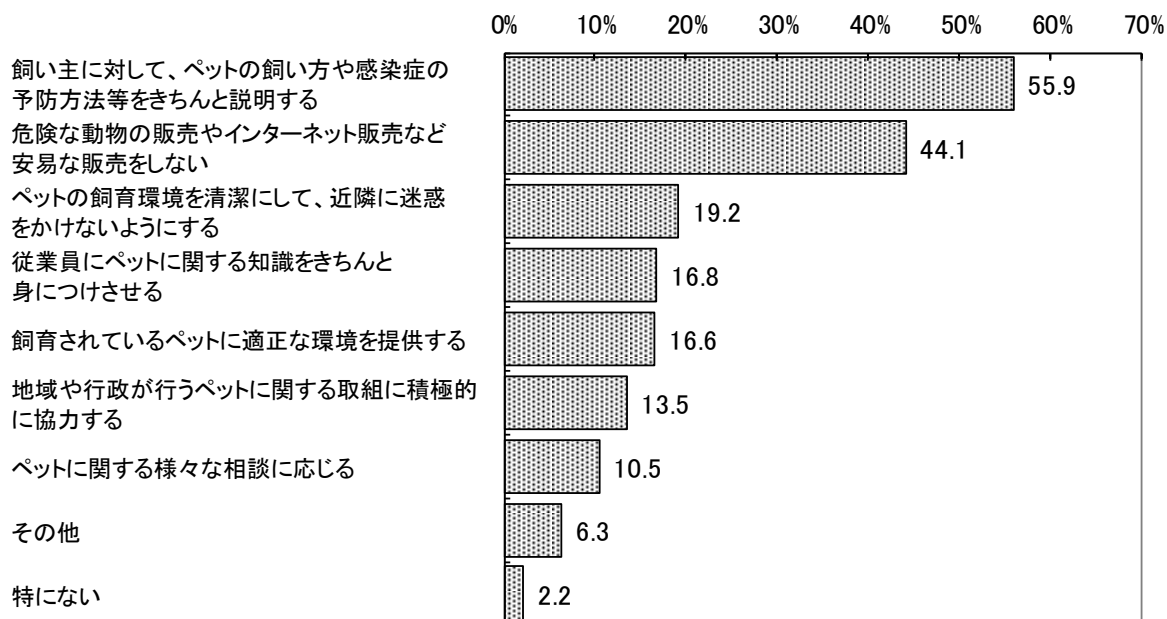
【調査結果の概要】

集合住宅でのペットの飼育について聞いたところ、ルールなどを順守することにより『飼ってもよい』(68.3%) (「ルールが守られれば飼ってもよい」(59.6%)、「種類によっては飼ってもよい」(7.9%)、「頭数によっては飼ってもよい」(0.4%)、「自由に飼ってもよい」(0.4%))は7割近くで、「集合住宅では飼うべきではない」(27.9%)は、3割近くとなっている。

第一種動物取扱業者に望むこと

Q16 ペットショップなど東京におけるペット業者（第一種動物取扱業者）の施設数は年々増加の一途をたどっています。その一方で、ペット業者に対する多くの苦情相談が都の相談窓口に寄せられています。あなたはペットに関する問題に対処するため、ペット業者にどのようなことを望みますか。次の中から2つまで選んでください。

(2MA) (n=458)



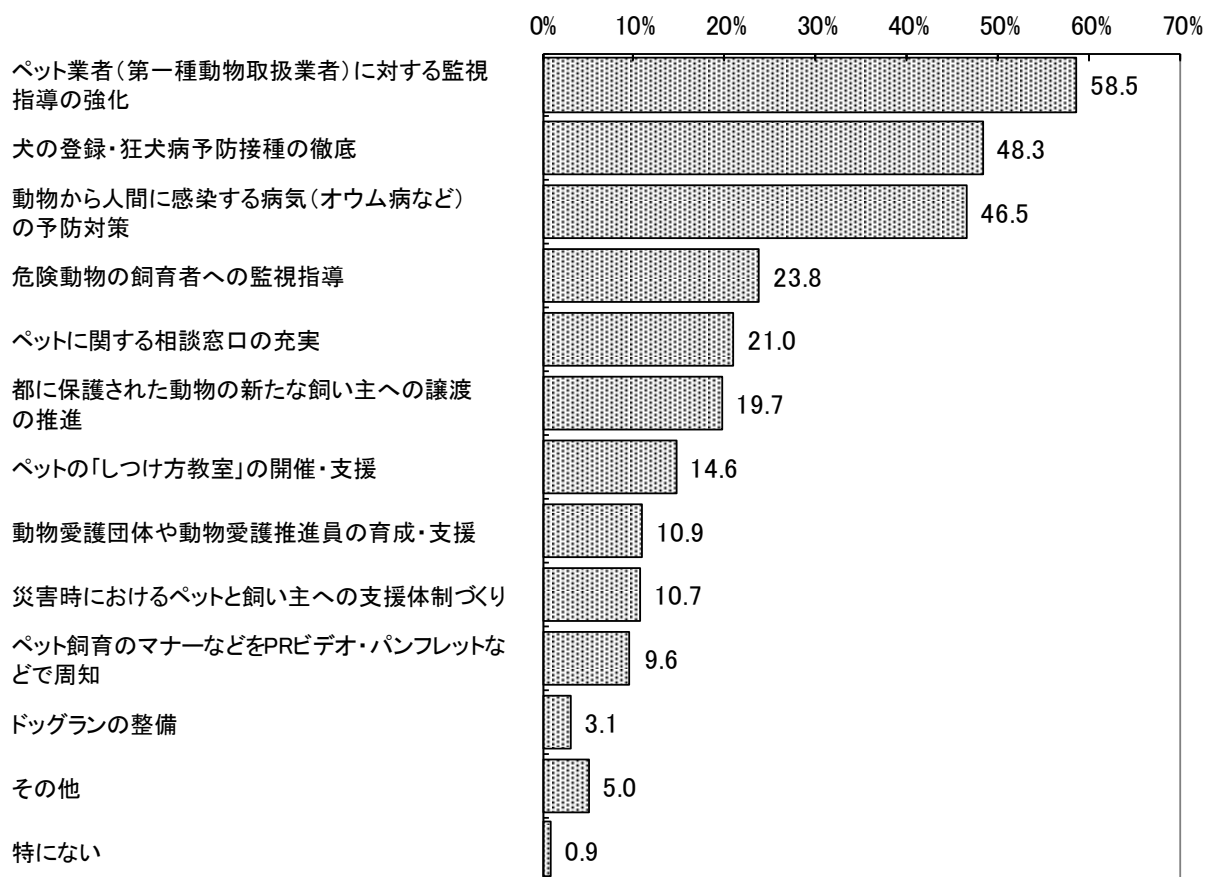
【調査結果の概要】

ペット業者（第一種動物取扱業者）に望むことを聞いたところ、「飼い主に対して、ペットの飼い方や感染症の予防方法等をきちんと説明する」（55.9%）が6割近く、「危険な動物の販売やインターネット販売など安易な販売をしない」（44.1%）が約4割で上位となっており、以下離れて、「ペットの飼育環境を清潔にして、近隣に迷惑をかけないようにする」（19.2%）、「従業員にペットに関する知識をきちんと身につけさせる」（16.8%）、「飼育されているペットに適正な環境を提供する」（16.6%）などと続いている。

都が今後取り組むべきペット対策

Q17 ペットの適正な飼育や動物愛護のために、東京都は今後どのようなことに取り組むべきだと思いますか。次の中から3つまで選んでください。

(3MA) (n=458)



【調査結果の概要】

都が今後取り組むべき対策を聞いたところ、「ペット業者(第一種動物取扱業者)に対する監視指導の強化」(58.5%)が6割近くで最も高く、以下、「犬の登録・狂犬病予防接種の徹底」(48.3%)、「動物から人間に感染する病気(オウム病など)の予防対策」(46.5%)、「危険動物の飼育者への監視指導」(23.8%)、「ペットに関する相談窓口の充実」(21.0%)、「都に保護された動物の新たな飼い主への譲渡の推進」(19.7%)などと続いている。

東京におけるペットの飼育（自由意見）

Q18 東京におけるペットの飼育について、あなたの考えを自由にお書きください。

(n=416)

- | | |
|----------------------|-------|
| (1) 規制・指導・啓発に関すること | 234 件 |
| (2) 飼い主の責任・マナーに関すること | 126 件 |
| (3) 飼育環境に関すること | 50 件 |
| (4) その他 | 6 件 |

(主なご意見)

(1) 規制・指導・啓発に関すること 234 件

○ ペット飼育は肯定するが、殺処分や不法投棄が問題となっていることから、保護犬の譲渡会などをもっと推進すべきだと思う。また、ペットのマナーに関しては、東京都だけでなく、地域で取り組む問題として捉えられるべきだと思う。ペットショップやネット販売が無秩序に拡大しないためには、規制をより強化する必要があると思う。

(女性 20代 品川区)

○ 無責任な飼い主が増えており、啓蒙活動では限界がある。飼い主、売り主への制限など条例を設けて強化すべき。

(男性 20代 北区)

○ ペットの飼育は個々のモラルの問題であり、地域住民の話し合いならともかく、東京都(行政)が関与すべき問題ではない。

(男性 30代 調布市)

○ 殺処分の問題も含め、ペットがどのように飼育販売されているのか、実態を子供も含めた多くの方に啓蒙する必要がある。悪質なペット業者や飼い主を無くさなければ、この問題は解決しないのではないか。

(男性 30代 杉並区)

○ 人間とペットの双方に住みよい街にしていきたい。安易にペットショップで、親から早い時期に引き離されたこどもを見るのは辛い。規制を強化して欲しい。また、ペットを飼おうと考える人が、ペットショップに行く前に、まず保護された動物たちの譲渡会を先に思い浮かべるような環境になって欲しい。またお金を払えば、誰でも手に入る世の中ではなく、譲渡や購入の際に、人間側の審査(住環境や、生活リズム)もする必要があると思う。

(女性 30代 練馬区)

○ ペットは飼い主からみれば家族同然と感じている場合も多いと思われる。また、情緒的な癒しの側面も持ち合わせていると思う。しかしながら、集合住宅が多い東京では、周囲との調和を乱さない範囲での飼育という制約が重要である。飼っている家庭とそれ以外の家庭との間でトラブルが起こらないように、様々な施策を講じていく必要がある。

(男性 40代 足立区)

- 集合住宅や戸建てでも密集した地域での飼育は、騒音や臭いの問題が起きやすいと思う。しかし、高齢者の一人暮らしが増え続ける中で、ペットの飼育が心身の健康維持につながる可能性もあるので、ペットに関する相談窓口を増やすなど、環境整備が必要だと思う。
(女性 40代 福生市)
- 基本的にペットは所有者に責任があり、法律的には民事の問題と考えるが、所有者への指導については行政が請け負わざるをえないところがある。ただし、ペットを所有することは民事的なことであり、そこまで税金を使わなければならないことには疑問を感じる。
(男性 50代 品川区)
- 犬猫などのペットを飼いたい人は、まずは殺処分される動物を引き取ることを選択肢の第一になるように啓蒙していったらいい。そして10年後には、それが常識になっているといいのだが。
(男性 50代 墨田区)
- 東京都内の場合、共同住宅で飼育するケースも多く、ペットにストレスがかかりやすく近隣とのトラブルも発生しやすい。ペットに自由に運動させてやれるようなドッグランの場所やペット同士が交流できるような公共の施設が増えればいいと思う。
(男性 50代 世田谷区)
- 本来は、強制的に法律、条例、行政罰で規制するにはなじみませんが、飼い主等のマナーや常識に期待できかねる現状にあると思います。最低限の条例の制定は必要と思います。飼育が難しくなったら相談するルートのPRと、悪意的な遺棄は恥ずかしい、または、みっともないんだと言える社会にするよう、息の長い啓発が各方面に定着するよう求められると思います。
(男性 50代 新宿区)
- この問題には、ペットを飼う権利と義務について、幼児期よりの啓蒙が基本にあると思う。今できることで諸問題が良くならなければ、厳格な対応と長期的対応として、地道に保育園・幼稚園からの飼育教育が必要。
(男性 60代 豊島区)
- 現在、集合住宅に住んでいます。ペットの飼育は禁止になっていますが、明らかに飼っている住民がいます。その人たちは外出の際、ペットをコソコソと隠します。だから、ルール違反と認識しているのでしょう。こういう人たちに、行政ができることって難しいですよね。罰則強化も選択肢の一つかもしれませんが、最後は本人の意識だと思います。それでも広報を続けることは、一定の効果を上げることだと考えています。
(男性 60代 墨田区)
- 超高齢化社会を見据えて、介護施設やデイサービスセンター等で犬や猫などを使って、利用者が癒し、くつろぎ、楽しさ、刺激等が受けられるように、また共生できる社会を構築していくために、今後の重点施策としてほしい。
(女性 60代 港区)

○ 本来、個人の自由に属する事項であり、行政が介入すべきではないと思う。しかし、ペット飼育に関しては、実際に飼っている人といない人でその意見が一致することはない。したがって、嗜好品（喫煙や飲酒）と同様に不利益を受ける、つまり、ペットを飼育しない側を保護することを優先した、何らかの条例等の制定を考慮しても良いと思う。また、ドッグランの整備等、都の資源を特定の都民の利益のために供すべきではないと思う。
(男性 60代 板橋区)

○ これからペットは、ますます増えると思われます。主としてペットショップで購入する人が多い今日、業者は売るだけでなく、ペットの飼い方やマナーなどもきちんと飼い主に説明、指導するよう行政は指導・監督する体制を作ってもらいたい。
(女性 70歳以上 あきる野市)

○ ペットは、子供、高齢者、障害者や療養中の人にとって、慰め、喜び、生きがいをあたえてくれる存在でもあるので、その飼育を希望する人たちの希望ができるだけかなうような環境が整備されることが望ましい。その一方で、ペットにより迷惑をこうむる人たちがいることも事実なので、後者のペットへの拒否反応を緩和するため、ペット飼育者には、一定のルールを守ってもらうことも大切。行政サイドとしては、そのための支援や啓発活動を積極的に行うことが求められる。
(男性 70歳以上 中央区)

(2) 飼い主の責任・マナーに関すること 126件

○ 犬の散歩が気になります。糞尿の始末が中途半端で、その糞が知らない間に散乱して、拡散・飛翔しているかと思うと、あまりいい気はしません。実際、糞を幼児が触ったりして病気になったと聞きます。散歩のルールを厳しくして欲しいと思います。
(女性 18・19歳 狛江市)

○ 飼い主への教育を重点的に行い、飼い主のマナーをきちんと教育すべきである。迷惑をかけた際は、ペット自身は悪くないのに責任を転嫁してはならないと思う。
(男性 20代 足立区)

○ 昔に比べたら、野良猫、野良犬を見かけなくなった気がします。また、犬を連れて散歩をしている人を見ると、糞を始末するビニール袋や尿を流す水を手に持っているように思います。マナーは良くなっているのではないかと思います。
(女性 30代 練馬区)

○ 30年くらい前に比べて、だいぶ野良犬や野良猫がいなくなったことを思えば良かったのでしょうか、殺生処分が減らない限り、人間が責任をもって飼うべきだと思います。
(女性 30代 中央区)

○ 東京ではペットを飼う環境や場所など限られているので、他人に迷惑をかけずルールを守って飼うことが大事であると思う。飼うことになったら最後までしっかり責任を持つことを自覚して飼う必要があると思います。
(女性 40代 北区)

○ 犬や猫が嫌いな人、犬や猫のアレルギーがある人が存在することを認識して、他人に迷惑をかけないように飼育してほしい。
(男性 50代 稲城市)

○ ある程度の高齢になったら、ペットを飼うにも自身の年齢を考慮に入れるべきだと思う。ペットの寿命と自身を重ね合わせ、どこまで責任をもって飼えるかを考える。もし飼うのなら自身の没した後、継続していける方策もとっておくべきだし、その自覚を促したい。
(女性 60代 杉並区)

○ ペットを最後の看取りまで飼育できない人は飼うべきではなく、ペットショップではまナーを守れない購入者へは販売すべきではないと思います。販売者は購入者の飼育環境、飼育意識のアンケートなどを実施のうえ販売すべきだと思う。(男性 60代 福生市)

○ すべてのことに言えることですが、自由と責任に尽きると思います。ペットを飼うのなら、他人の迷惑にならないよう十分配慮してほしいと思います。(女性 70歳以上 大田区)

(3) 飼育環境に関すること 50件

○ 都心においては、犬などの散歩を必要とするペットの場合は、散歩場所も限られることから、ペットの飼育に関しては慎重になるべきだと思います。郊外においても同様であると考えます。日中・夜間の鳴き声など、近隣に迷惑のかからないように、配慮すべきであると考えます。
(男性 30代 文京区)

○ パリとまではいなくても、ペットと共生できる町であって欲しいと思っています。当家でも目が不自由な犬を飼っていますが、彼がいることがとても幸せです。
(男性 50代 世田谷区)

○ ペットを飼う前は、周りの環境等を十分に検討して欲しい。(男性 50代 八王子市)

